

議案第32号

工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その5））の変更について

資料1 変更内容及び理由について

1 変更経緯

仮設工において、施工日数の短縮に伴う交通誘導員の減及び仮設通路資材損料を減額する一方、崩壊土砂防護柵工において、崩壊土砂防護柵の鋼材価格及び労務費の上昇に伴う差額の発生のほか、作業構台工の数量増及び樹木伐採の追加や削孔土砂の処分地変更などが生じることから変更契約を行う。

（当初契約額 198,000,000 円、第1回変更契約額 217,024,500 円、第2回変更契約額 255,006,400 円、37,981,900 円の増額）

2 変更内容及び理由

（1）防護柵工の変更（42,405 千円増）

① 防護柵の鋼材価格及び労務費の著しい上昇に伴う差額の発生（33,408 千円増）

鋼材価格が 25.4%（30,617 千円増）、労務費が 6.6%（2,791 千円増）上昇したため、工事請負契約書第26条第5項及び第6項（※1）に基づき、施工業者から契約金額を変更することの求めがあったもので、兵庫県の運用マニュアルに基づき増額変更する。

（上昇要因として、鋼材価格は原材料費や輸送費などの高騰分が価格に転嫁されたもの、労務費は労働人口の減少や最低賃金の引き上げによるものである。）

② 作業構台工の数量増及び樹木伐採・処分の追加（4,410 空³m³→5,000 空³m³、372 本→379 本）（6,300 千円増）

2 工区及び 3・4 工区の防護柵設置において、防護柵資材をクレーンによる直接吊り上げ、設置ができず、各工区の際に仮置きする必要があることから作業構台を追加するとともに、それに伴う樹木伐採・処分が必要となったことから追加を行う。

【別添1】

③ 削孔土砂の処分地変更（460 千円増）

防護柵支柱の設置に伴い削孔を行うが、削孔した土砂に木根等が多く含まれており、当初予定していた処分地での処理ができないことから受入れ可能な処分地に変更する。

④ 法面保護材の変更（2,237 千円増）

当初、モルタル吹付による法面保護を計画していたが、作業時に大きな音が発生することや、吹付プラントを仮設工事ヤード以外に設置することができず、施工箇所（2 工区）までの距離が遠くなり、モルタルの圧送ができないことから法面シート張（ガラス繊維強化プラスチック系の水硬化性シート）に変更する。

【別添1】 【別添2】

(2) 交通誘導員の減及び仮設通路資材損料の減額 (760 人→542 人) (5,174 千円減)

工事進捗に大きく左右する防護柵工の削孔作業が順調に進み、更に雨天等による現場休止が少なく施工日数の短縮が図られたことにより減額する。

(3) その他の変更 (750 千円増)

① その他雑工事の変更 (750 千円増)

現場精査により変更を行う。

(法面側溝清掃工の延長及び堆積土砂量の変更、フェンス・門扉復旧の追加等)

※1 工事請負契約書第26条 (賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第5項 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。

第6項 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。